

寒川町部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月15日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 20 号

寒川町部設置条例の一部を改正する条例

寒川町部設置条例(平成元年寒川町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中 「福祉部」を「学び育成部」に改める。
健康子ども部」健康福祉部」

第2条企画部の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同項第7号中「統計マーケティング」を「マーケティング」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第2条総務部の項中第8号を第10号とし、第3号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第2号を第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 統計に関すること。

第2条総務部の項中第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

(1) 秘書及び渉外に関すること。

第2条町民部の項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り上げ、同項の次に次の1項を加える。

学び育成部

(1) 子育て支援に関すること。

(2) 生涯学習に関すること。

(3) 文化に関すること。

(4) 青少年育成に関すること。

(5) スポーツに関すること。

第2条福祉部の項中「福祉部」を「健康福祉部」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 健康づくり及び予防に関すること。

第2条健康子ども部の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(寒川町特別職報酬等審議会条例の一部改正)

- 2 寒川町特別職報酬等審議会条例(昭和40年寒川町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部総務課」を「総務部」に改める。

(寒川町スポーツ推進審議会条例の一部改正)

- 3 寒川町スポーツ推進審議会条例(平成10年寒川町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条中「健康子ども部健康・スポーツ課」を「学び育成部」に改める。